

◎新潟県公安委員会告示第117号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和8年10月13日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和8年11月16日（月）から同月19日（木）までの4日間の午前9時から午後5時まで（初日の受付は、午前8時30分から開始する。）

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービルⅠ

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

ア 資格者証又は修了証明書の写し

イ 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ウ 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

エ 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

- カ 4 (5)に該当する者
旧 2 級検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (2) 提出先
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
- (3) 受講手数料
23,000円（納付された手数料は還付しない。）
- (4) 事前申込み
本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。
- ア 申込期間
令和 8 年10月22日（木）午前 9 時から午後 4 時30分まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- イ 申込方法
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880
に申し込むこと。
- ウ 留意事項
(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
(ウ) 1 件の電話での申込みは、1 人とする。
- (5) 受講申込み及び受講申込書の提出
(4)により事前申込みを受理された者は、次のいずれかの方法により受講申込みを行うこと。
- ア 持参による受講申込み
持参により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に直接持参した上で、手数料を納付すること。
(ア) 申込期間
令和 8 年11月 5 日（木）及び同月 6 日（金）の各日午前 9 時から午後 4 時30分まで（正午から午後 1 時までを除く。）
(イ) 申込方法
(1)の提出書類を(2)の提出先へ直接持参すること。
(ウ) 手数料納付方法
受講申込時にキャッシュレス決済又は現金決済により納付すること。
- イ 郵送による受講申込み
郵送により受講申込みを行う場合は、申込者が受講申込書を提出先に郵送した上で、電子納付により手数料を納付すること。
(ア) 申込期間
電話による事前申込み終了後から令和 8 年11月 4 日（水）まで（必着）
(イ) 申込方法
(1)の提出書類及びあらかじめ宛先を記載した返信用の「レターパックプラス」を、「簡易書留」又は「レターパックプラス」により(2)の提出先へ郵送すること（郵送に要する費用は、申込者の自己負担とする。）。
(ウ) 手数料納付方法
申込期間内に「新潟県電子申請システム」により納付すること。
- ウ インターネットによる受講申込み
インターネットにより受講申込みを行う場合は、申請者が電子申請した上で、電子納付により手数料を納付すること。
(ア) 申込期間
電話による事前申込み終了後から令和 8 年11月 4 日（水）午後 4 時30分まで
(イ) 申込方法
「e-Govポータル」(<https://www.e-gov.go.jp>) の「電子申請」により、必要事項を入力の上、
(1)の提出書類を添付して申し込むこと（パソコンでのみ申込可能。スマートフォンからの申込みは

できない。)。

(ウ) 手数料納付方法

イ(ウ)と同様

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)